

健診で
心とからだに寄り添って
生活改善
充実ライフ

令和7年度

心とからだの健康推進運動 9.1^月▶30^火

主唱 全国労働衛生団体連合会 後援 厚生労働省 中央労働災害防止協会

労働安全衛生法等が改正されました

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を進めるため、新たに以下のような事項が盛り込まれました

1 職場のメンタルヘルス対策の推進 (労働安全衛生法)

労働者数 50 人未満の事業場についてもストレスチェックの実施が義務づけられます。新たに関連するマニュアルが定められる予定です。

その際、事業場の負担等に配慮し、施行までに十分な時間を取ることとされており、公布の日(令和 7 年 5 月 14 日)から 3 年以内に政令で定める日から施行されます。

2 化学物質による健康障害防止対策等の推進 (労働安全衛生法、作業環境測定法)

- ①化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則が設けられます。(公布の日から 5 年以内に政令で定める日から施行)
- ②化学物質の成分名が営業秘密である場合、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等を通知することが認められます。(令和 8 年 4 月施行)
- ③「個人ばく露測定」が「作業環境測定」の一つとして位置づけられ、作業環境測定士等により適切に実施されるようになります。(令和 8 年 10 月施行)

3 高齢者の労働災害防止の推進 (労働安全衛生法)

高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置(「作業環境の改善」、「作業の管理」、「健康や体力の状況の把握」等)を実施することが事業者の努力義務となります。国はこの措置に関する指針を公表します。(令和 8 年 4 月施行)

4 治療と仕事の両立支援の推進 (労働施策推進法)

職場における治療と就業の両立を促進するため、必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となります。国はこの措置に関する指針を公表します。(令和 8 年 4 月施行)

この他に、「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」、「機械等による労働災害防止の促進等」に関する事項も改正されました。

公益社団法人全国労働衛生団体連合会(全衛連)とは

労働安全衛生法に基づく事業主健診、保健指導、産業医による職場環境改善などを実施する労働衛生機関の集まりです。全国 114 機関の会員が、年間延べ 5,000 万人の健診を実施しています。全衛連は、働く人の健康増進のため、良質な健康診断とそれに基づく事後措置をお届けすることを目指します。主な事業は、①総合精度管理事業、②労働衛生サービス機能評価事業、③教育研修事業、④ストレスチェック事業、⑤出版事業です。